

役員及び評議員の報酬等並びに 費用弁償に関する規程

平成30年4月1日現在

社 会 福 祉 法 人 恵 心 会

(平成29年6月15日 評議員会議決)

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵心会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の業務に週3日以上従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間650万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別表第2「非常勤理事報酬表」に定める額とする。
- 5 各々の監事の報酬は、別表第1「常勤理事俸給表」及び別表第2「非常勤理事報酬表」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別表第3「評議員報酬表」に定める額とする。

(賞与)

第5条 常勤理事(職員としての立場を有する者を除く。)への賞与については、これを支給しない。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が理事会、評議員会、監事監査等のために必要とした交通費(職務執行のための出張を除く。)については支給しないものとする。

3 常勤理事には、通勤に要する交通費は支給しない。ただし、職員としての立場を有する者に対しては、給与規程に基づき通勤に要する交通費としての通勤手当を支給することができる。

4 役員及び評議員が業務のため出張した場合は、「旅費規程」に準じて旅費を支給することができる。この場合、近接地(浜田市、江津市)への出張にかかる旅費の調整規定は、適用しないものとする。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤理事(職員としての立場を有する者を除く。)の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(旧規則の廃止)
- 2 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規則(平成15年11月5日施行)は、廃止する。

別表第1 常勤理事俸給表

号 俸	報酬月額	号 俸	報酬月額
1	200,000円	9	360,000円
2	220,000円	10	380,000円
3	240,000円	11	400,000円
4	260,000円	12	420,000円
5	280,000円	13	440,000円
6	300,000円	14	460,000円
7	320,000円	15	480,000円
8	340,000円	16	500,000円

別表第2 非常勤理事報酬表

(理事)

区 分	支 給 額	支給基準
理事会等会議への出席	日額 5,000円	執務日数

別表第3 評議員報酬表

区 分	支 給 額	支給基準
評議員会への出席	日額 3,000円	執務日数

(参考資料)

(平成29年6月15日 評議員会議決)

監事の報酬等の額について

(監事)

区 分	支 給 額	支給基準
理事会等会議への出席	日額 5,000円	執務日数
監事監査 (一般)	日額 10,000円	執務日数
監事監査 (財務管理)	日額 15,000円	執務日数

【参考】

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間650万円以内とする。
- この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
 - この法人の常勤理事の報酬月額は、別表第1「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
 - 非常勤理事に対する報酬は、別表第2「非常勤理事報酬表」に定める額とする。
 - 各々の監事の報酬は、別表第1「常勤理事俸給表」及び別表第2「非常勤理事報酬表」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
 - 個々の評議員の報酬は、別表第3「評議員報酬表」に定める額とする。